

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十七年四月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十六年十一月二十七日奈良県指令建第九四―一二三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十七年四月十四日建第八四三三号
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十七年四月十四日建第五〇六七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市常盤町四一六番一、四一六番三、四一七番一及び四一九番の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字三輪七二番地の三

株式会社日生ハウジング 代表取締役 荒木正義

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市常盤町四一六番一、四一六番三、四一七番一及び四一九番の各一部
下水道 橿原市常盤町四一六番一、四一七番一及び四一九番の各一部